

外国籍で在留資格が「家族滞在」であり、次の条件をすべて満たす人は「日本国籍等」に当てはまります。

1. 日本の小学校卒業前に日本に初めて入国した人、もしくは日本の小学校（※1）を卒業した人
2. 日本の中学校（※2）を卒業した人
3. 日本の高等学校等（※3）を卒業した人
4. 大学院卒業後に日本で就労し、定着する意思がある人

※1 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含みます。

※2 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含みます。

※3 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部のほか、高等専門学校3年次修了者、専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のものに限る。）、高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者も含みます。